

高舟台自治会自主防災組織規約

(名 称)

第 1 条 本組織は、高舟台自治会自主防災組織（以下「組織」という）と称する。

(組織の所在地)

第 2 条 組織は、横浜市金沢区高舟台一丁目 31 番 22 号の高舟台自治会館内に置く。

(対象区域および対象者)

第 3 条 組織の対象区域は、高舟台自治会（以下「自治会」という）の自治会会則で定める区域（以下「区域」という）とし、区域内の全居住者（以下「居住者」という）を対象者とする。

(目 的)

第 4 条 地震や暴風・豪雨等の災害（以下「災害」という）による被害を予防・軽減することを組織の目的とし、次のことに取り組む。

- 1) 発災時の応急対策。
- 2) 防災・減災についての意識・知識向上、また、その啓発・普及。
- 3) その他、防災・減災に必要な事項。

(活 動)

第 5 条 組織は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- 1) 発災時における居住者の安否情報をはじめ各種情報の収集・伝達および出火防止・初期消火、避難・誘導、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- 2) 発災時における要援護者支援のため、要援護者情報の収集・共有・管理に関すること。
- 3) 防災訓練および防災関連催事等の実施に関すること。
- 4) 災害危険箇所等の把握に関すること。
- 5) 防災資機材の整備に関すること。
- 6) 高舟台小学校地域防災拠点はじめ近隣の諸団体や行政との連携協調に関すること。
- 7) その他、組織の目的を達成するために必要な事項。

(組織の構成)

第 6 条 ①組織の構成員

組織の構成員（以下「構成員」という）は次のとおりとする。

（原則専任とする）

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1) 本 部 長 | 自治会会長 |
| 2) 副 本 部 長 | 自治会副会長 |
| 3) 事 務 局 長 | 自治会防災部長 |
| 4) 災害対策本部員（以下「本部員」という） | 自治会役員（会計監査を除く） |
| 5) 地 区 リーダー | 本部長が委嘱する者 |
| 6) 地 区 長 | 自治会地区長 |
| 7) 地 区 長 補 佐 | 自治会行事係のうち本部長が委嘱する者 |
| 8) 班 長 | 自治会班長 |

②災害対策本部

①項 1) から 4) の構成員（以下「本部構成員」という）をもって、高舟台自治会災害対策本部（以下「本部」という）を構成する。

本部は災害対策全般を統括する。

③運営委員会

① 項 1) から 3) と、5) の構成員を委員と称し、運営委員会を構成する。

また、本部長は必要に応じ構成員から委嘱する者を加えることができる。運営委員会は組織の運営・活動を統括する。

④事務局

運営委員会に事務局を設ける。事務局長は、①項のとおり自治会防災部長が担う。事務局委員は、①項 1)、2)、と 5) のうち本部長が委嘱する者とする。

また、本部長は必要に応じ委員から委嘱する者を加えることができる。事務局は運営委員会の運営・活動を統括する。

(構成員の役割)

第 7 条 構成員の役割を以下のとおり定める。

- 1) 本部長は組織を代表し、組織全般を統括する。
- 2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長不在のときは、その職務を代行する。本部長代行者の選出は、副本部長の互選とする。
- 3) 事務局長は組織の事務全般を担当する。

- 4) 本部員は、本部の運営・活動を分担する。
- 5) 地区リーダーは担当地区の運営・活動を統括する。
- 6) 地区長は担当地区における組織の運営・活動の遂行者となる。
- 7) 地区長補佐は地区長を補佐し、地区長不在のときはその職務を代行する。
- 8) 班長は班における組織の運営・活動の遂行者となる。
- 9) 委員は、運営委員会をとおし組織の運営・活動を分担する。
- 10) 事務局委員は、運営委員会の運営・活動を分担する。

(構成員の任期)

第 8 条 構成員の任期は、次のとおりとする。

- 1) 本部構成員、地区長、地区長補佐、班長の任期は自治会会則の規定による。
- 2) 地区リーダーの任期は、設けない。

(会 議)

第 9 条 会議は本部長、または、事務局長が招集する。

- 1) 出席する構成員については、会議の内容に応じてその都度、本部長、または、事務局長が決定する。
- 2) 議長は本部長、または、本部長の委嘱を受け事務局長が当たる。
- 3) 会議は、その構成員の 2/3 以上の出席にて成立する。
- 4) 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

(活動の細則)

第 10 条 活動の細則は、別に定める。

(活 動 費)

第 11 条 組織の活動費は、毎年度自治会防災部の予算に計上する。

(規約の改廃)

第 12 条 この規約は、自治会理事会の議決をもって改廃することができる。

付 則

1. 平成 20 年 5 月 1 日 策定
2. 平成 25 年 1 月 1 日 一部改正
3. 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
4. 令和 3 年 5 月 9 日 一部改正